○厚生労働省告示第百三十五号

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）及び指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費及び外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費に係るサービスの種類及び当該サービスの単位数並びに限度単位数（平成十八年厚生労働省告示第百六十五号）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から適用する。

平成二十八年三月三十一日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

別表第一の6のイ中「イからニまで」を「イからヘまで」に改め、同ロ中「、ハ(1)又はニ(1)」を「又はハ(1)」に改め、同ハを削り、同ニ中「イからヘまで」を「イ及びロ」に、「イからホまでの注1から注17まで並びにヘ及びト」を「イからヘまでの注1から注14まで並びにニ及びホ」に改め、同ニを同ハとする。

別表第一の9のイ中「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）」を「指定地域密着型サービス基準」に改め、「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第126号）別表」を削り、別表第一の9を別表第一の10とし、別表第一の8の次に次のように加える。

9　指定地域密着型通所介護

イ　利用者に対して、指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第19条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。以下同じ。）に係る受託居宅サービス事業者（以下「指定地域密着型通所介護受託居宅サービス事業者」という。）が、施設基準第27号の2イに適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。以下同じ。）において、指定地域密着型通所介護を行った場合には、利用者の要介護状態区分に応じて、現に要した時間ではなく、地域密着型通所介護計画（指定地域密着型サービス基準第27条第1項に規定する地域密着型通所介護計画をいう。）に位置づけられた内容の指定地域密着型通所介護を行うのに要する標準的な時間で算定した、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第126号）別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表（以下「指定地域密着型通所介護費」という。）に100分の90を乗じて得た単位数を算定する。

ロ　利用者（適合する利用者等第35号の2に規定する者に限る。）に対して、指定地域密着型通所介護受託居宅サービス事業者が、施設基準第27号の2ロに適合しているものとして市町村長に届け出た指定療養通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準第40条第1項に規定する指定療養通所介護事業所をいう。以下同じ。）において、指定療養通所介護（指定地域密着型サービス基準第38条に規定する指定療養通所介護をいう。以下同じ。）を行った場合には、現に要した時間ではなく、療養通所介護計画（指定地域密着型サービス基準第40条の9第1項に規定する療養通所介護計画をいう。）に位置付けられた内容の指定療養通所介護を行うのに要する標準的な時間で算定した、地域密着型通所介護費のロの所定単位数に100分の90を乗じて得た単位数を算定する。

ハ　利用者（適合する利用者等第35号の3に規定する者に限る。）に対して、指定地域密着型通所介護受託居宅サービス事業者が、所要時間2時間以上3時間未満の指定地域密着型通所介護を行う場合は、指定地域密着型通所介護費のイ(1)の所定単位数に100分の63を乗じて得た単位数を算定する。

ニ　イからハまでについては、地域密着型通所介護費のイ及びロの注1から注17まで並びにハ及びニについては、適用しない。

○厚生労働省告示第百三十六号

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）及び指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める基準（平成二十七年厚生労働省告示第九十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月三十一日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

第十三号イ(1)中「指定通所リハビリテーションをいう。以下同じ。）」の下に「、指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準第十九条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。以下同じ。）」を加える。

第十五号イ中「第十七号」の下に「及び第三十一号」を加える。

第十八号中「における短期入所療養介護費は除く。）」を「における短期入所療養介護費を除く。）、地域密着型通所介護費」に、「介護予防短期入所療養介護費は除く」を「介護予防短期入所療養介護費を除く」に改める。

第十九号及び第二十号中「通所介護費及び」を「通所介護費、地域密着型通所介護費及び」に改め、「第一号」の下に「、第五号の二」を加える。

第二十一号及び第二十二号を次のように改める。

二十一・二十二　削除

第二十三号ニを削る。

第三十一号イ中「（指定居宅サービス等基準第二条第七号に規定する常勤換算方法をいう。）」を削る。

第五十一号の次に次の七号を加える。

五十一の二　地域密着型通所介護費における中重度者ケア体制加算の基準

次に掲げる基準のいずれにも適合するもの。

イ　指定地域密着型サービス基準第二十条第一項第二号又は第三号に規定する看護職員又は介護職員の員数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法（指定地域密着型サービス基準第二条第六号に規定する常勤換算方法をいう。第五十一号の四イにおいて同じ。）で二以上確保しているもの。

ロ　指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。以下同じ。）における前年度又は算定日が属する月の前三月間の利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護三、要介護四及び要介護五である者の占める割合が百分の三十以上であるもの。

ハ　指定地域密着型通所介護を行う時間帯を通じて、専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる看護職員を一名以上配置しているもの。

五十一の三　地域密着型通所介護費における個別機能訓練加算の基準

イ　個別機能訓練加算(I)　次に掲げる基準のいずれにも適合するもの。

(1)　指定地域密着型通所介護を行う時間帯を通じて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師（以下この号において「理学療法士等」という。）を一名以上配置しているもの。

(2)　個別機能訓練計画の作成及び実施において利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう複数の種類の機能訓練の項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、心身の状況に応じた機能訓練を適切に行っているもの。

(3)　機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（以下この号において「機能訓練指導員等」という。）が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っているもの。

(4)　機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問した上で、個別機能訓練計画を作成し、その後三月ごとに一回以上、利用者の居宅を訪問した上で、当該利用者又はその家族に対して、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、訓練内容の見直し等を行っているもの。